### 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

郡上市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 郡上地域

#### (1) 現況

本地域は、標高110mから1000mの高低差からなる急傾斜地域で、棚田等において、稲作経営やだいこん、夏秋トマトなどの園芸作物等の生産が営まれている。また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいこと、人口減少、高齢化による担い手問題、鳥獣被害、自然環境の保全など、これを補正する取組を行うことが必要である。

郡上市農業振興ビジョンにより、自然環境の保全、集落ぐるみの多面的機能の維持・保全に対する取り組みについて推進をしている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者、地域住民、関係団体等が協力して取り組めるよう、法第3条第3項に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

# 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	郡上区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に
		掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。